

生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部 報告（速報）

2022 年 12 月 20 日



会議名：生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部

議長国：中国

会期：2022 年 12 月 7 日～19 日

場所：カナダ・モントリオール モントリオール国際会議場

公式 HP: <https://www.cbd.int/conferences/2021-2022>

アウトプット：DSI: CBD/COP/15/L.30

<https://www.cbd.int/doc/c/c181/12cf/d29ef8c3f6bd4ec701699d9d/cop-15-l-30-en.pdf>

会議全体の概要

生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部が 2022 年 12 月 7 日～19 日、カナダ・モントリオールで開催された。その結果、愛知目標の次の、2030 年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。資源動員として、2023 年に地球環境ファシリティ（GEF）の中に「生物多様性枠組基金」を設置することとなった。我が国は、2023 年から 2025 年にかけて 1,170 億円規模の生物多様性関連の途上国支援を行うことを新たに表明した。

遺伝資源に係る塩基配列情報（Digital Sequence Information: DSI）の利益配分については、多数国間メカニズムを設置することが決定し、COP16 に向けて検討することとなった。

遺伝資源に係る塩基配列情報（DSI）の利益配分に関する決定

DSI に関する課題は CBD 議題 11 として議論された。他の課題でも DSI の議論があったが、ここでは CBD 議題 11 の結果のみ述べる。

DSI の利用による多数国間利益配分メカニズムを設置することが決定されるとともに、公開作業部会を設置して COP16 に向けて検討することを決定した。利益配分が生じるポイント、DSI が由来する地理的情報を含む利益配分の考え方、能力構築、名古屋議定書との関係、など、今後の検討課題項目についても様々な意見が整理され、作業部会ではそれをベースに検討されることとなった。

決定文書(L30)は、前文、22 の条項、付属書から構成される。前文では、DSI は資源動員の解決策であり革新的な収入をもたらすこと。FAIR と CARE の原則などの勧告認識などが挙げられている。また、DSI の範囲は異なる現状が明記されている。

条項においては、DSI の利用の利益は、公正かつ衡平に 配分されるべきであること、地理的情報と関連メタデータの寄託の奨励、解決策の条件、利益の先住民・地域社会優先とともに、今後のワーキンググループや専門家委員会の開催など検討手順が書かれている。付属書には今後の検討課題が記載された。

DSI に関する決定文章の概要 (CBD/COP/15/L.30)

前文の主な項目

- ・ DSI 利益配分のための解決策は、資源動員の解決策であること
- ・ 生物多様性条約の下での範囲に関して多様な見解があることを認識する。
- ・ 他の文書やフォーラムと相互に支援と他のフォーラムのアプローチ開発を認識する。
- ・ 公共データベースへのデータ寄託の価値のさらなる認識。
- ・ INSDC などのデータベースが、地理的起源に関する情報のタグ付けの奨励を歓迎
- ・ FAIR と CARE の原則などの勧告認識
- ・ DSI 利用による利益配分の革新的な収入創出手段を含む可能性がある。
- ・ 公的データベースとプライベートデータベースの違いの考慮

各条項

1. デジタル配列情報(Digital Sequence Information)という用語継続使用
2. DSI の利用の利益は、公正かつ衡平に 配分されるべきであることに同意する。
3. DSI の特徴的な慣行には 利益配分のための特徴的なソリューションが必要。
4. 地理的起源に関する情報および関連メタデータとともに公的データベースに寄託することを奨励。
5. DSI の追跡とトレースは現実的でないことを認識する
6. DSI の利用から生じる利益の共有に関する多国間アプローチは、パラ 9 で特定された基準を満たす可能性があることを認識する。
7. さらなる分析の過程で、パラ 6 の例外が特定される可能性があることを認識する
8. DSI の利用から生じる利益の共有のための解決策を開発に合意する。

9. DSI に関する公正かつ衡平な利益配分のための解決策は、特に以下の通りであることに合意する。
- (a) 効率的で、実現可能で、実用的であること。
 - (b) 金銭的、非金銭的なものを含め、コストよりも多くの利益を生み出すこと。
 - (c) 効果的であること。
 - (d) DSI の提供者と利用者に確実性と法的明確性を提供する。
 - (e) 研究・イノベーションを妨げない。
 - (f) データへのオープンアクセスに整合していること。
 - (g) 国際的な法的義務と相容れないものでないこと。
 - (h) 他のアクセス権および利益配分手段を相互に支援すること。
 - (i) 遺伝資源に関連する伝統的知識に関するものを含め、先住民および地域社会の権利に配慮すること。
10. DSI の利用から生じる金銭的及び非金銭的利益は、特に生物多様性の保全と持続可能な利用を支援し、とりわけ、先住民及び地域社会の利益 になるように利用されるべきである。
11. 本決定で示されたアプローチは、伝統的知識及び先住民並びに地域社会の権利に関するものを含め、条約及び名古屋議定書の下で既存の権利及び義務に影響せず、各国のアクセス及び利益共有措置を害するものではない。
12. GBF のセクション I、能力構築と開発のための長期戦略的枠組み、GBF 技術・科学協力の強化を歓迎する。
14. 先住民及び地域社会並びに関連する利害関係者が特定する能力ニーズ及び優先事項を適切 に支援し、特に女性の能力ニーズ及び優先事項を強調することの奨励
15. GBF に関する OEWG の勧告 5/2 の附属書に含まれる、遺伝資源に関するデジタル配列情報の利用から得られる利益分配に関する解決策のための政策オプション案を想起。
16. GBF の一部として、遺伝資源のデジタル配列情報の利用による利益配分のための多国間メカニズム（世界基金を含む）を設立することを決定する。
17. また、以下のパラ 18 及び 20 から 22 に概説するとおり、メカニズムを更に発展させ運用するための公正、透明、参加型、期限付きのプロセスを確立し、COP16 において最終決定することを決定する。
18. 遺伝資源に関するデジタル配列情報の利用から得られる利益の共有に関するアドホック・オープンエンド・ワーキンググループを設置し、附属書で特定された要素を含む多国間メカニズムの更なる開発を行い、第 16 回締約国会議に対して勧告を行う。
19. 第 18 回締約国会議において、特にパラグラフ 9 及び 10 に示された基準を含め、多国間メカニズムの有効性を見直すことを決定する。
20. 締約国、他の政府、先住民及び地域社会並びに関連組織に対し、本決定書の附属書に記載された問題についての意見を提出するよう求める。

21. 事務局長に対し、上記パラグラフ 20 に従って提出された意見を取りまとめ、統合し、遺伝資源のデジタル配列情報の利用による利益分配に関する特別オープンエンド作業部会に利用可能にするよう要請する。

22. また、資源の利用可能性に応じて、事務局長に対し、以下を要請する。

(a) ITPGR の利益・共有基金、WHO の PIP、GEF の小規模助成プログラムなど、他の国際的な資金調達メカニズムから学んだ教訓をまとめる。

(b) DSI の利用から利益を共有するための多国間メカニズム、及び AHTEG が決定するその他のオプションが、本決定書の第 9 項及び第 10 項の基準をどの程度満たすかを分析しモデル化するための調査を委託すること。

(c) バリューチェーン上の様々なポイントにおける収入創出手段の選択肢、その実施の可能性、潜在的な収入に対するコストに関する調査を委託する。

附属書：今後の検討課題

- (a) ファンドのガバナンス
- (b) ベネフィットシェアリングのトリガーとなるポイント
- (c) 基金への拠出金
- (d) 多国間メカニズムを遺伝資源または生物多様性に自主的に拡大する可能性。
- (e) 地理的原産地に関する情報を基準の一つとして含む、金銭的給付の支払い。
- (f) 非金銭的な利益分配、基準の一つとして地理的原産地に関する情報を含む。
- (g) DSI の利用から得られる利益の共有に関するその他の政策オプション（パラ 6 及び 7 で言及された更なる分析を通じて特定されるものを含む）。
- (h) 能力開発、技術移転
- (i) モニタリングと評価、有効性の見直し
- (j) 他の資源動員手段や資金に対するメカニズムの適応性
- (k) 国内制度と利益配分に関する多国間メカニズムとのインターフェース。
- (l) 名古屋議定書との関係
- (m) 先住民及び地域社会の役割、権利及び利益（関連する伝統的知識を含む）。
- (n) 産学官の役割と利害関係
- (o) 研究・技術と利益配分に関する多国間メカニズムとの関連性。
- (p) データガバナンスの原則